

総務常任委員会会議録

令和2年11月26日

寒川町議会

出席委員 佐藤（正）委員長、吉田副委員長

柳下委員、山田委員、岸本委員、関口委員、中川委員、小泉委員、青木委員、黒沢委員

説明者 芝崎選挙管理委員会事務局書記長、辻井主査

野崎総務部長、三橋総務課長、三澤副主任幹、高橋主査、熊倉主任主事

案 件

（付託議案）

1. 議案第65号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
2. 議案第71号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
3. 議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

午前10時45分 開会

【佐藤（正）委員長】 それでは、本会議の休憩中ではございますが、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおりに付託議案3件でございます。議案の内容につきましては、先ほど本議会議場で提案説明がございましたが、再度、内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の案件の議案第71号、議案第72号につきましては、関連する議案でありますので一括議題とし、討論、採決につきましては、個別に行ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第65号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

芝崎選挙管理委員会事務局書記長。

【芝崎選挙管理委員会事務局書記長】 皆様、こんにちは。早速ではございますが、本日の本会議にて提案いたしました付託議案1、議案第65号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての審査をお願いいたします。

なお、この議案の根拠法令となります公職選挙法の一部改正が6月12日に公布されており、公布の日から起算して六月を経過した日が施行期日となります。また、本日の本会議の中で、一般会計補正予算第8号の提案がこの後ございます。この条例に基づきます関連予算も計上させていただいておりますので、本日委員会を開催させていただきました。ありがとうございます。

それでは、改めまして、こちらをご説明させていただきます。なお、ご質問に対しましては、同席し

ている職員も答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第65号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明いたします。

本条例は、令和2年6月12日付で公布されました公職選挙法の一部改正により、選挙において立候補者の負担を減らし、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるよう環境改善を図るため、寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動に関する費用について、公費負担とするため制定するものです。

タブレットにつきましては、01-2 参考資料、公職選挙法改正の概要をご覧ください。今回の法改正の概要といたしましては、公費負担の拡大により選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成が公費負担の対象となるものです。対象の1つでありますビラの作成につきましては、これまで町村議会選挙における選挙運動用ビラの頒布ができませんでしたが、公職選挙法の改正によりビラの頒布が解禁となり、上限枚数が1,600枚となります。また、供託金の導入により、町村議会選挙においても供託金額が15万円となります。供託金が没収点に達しない場合は、公費負担を受けることができないこととなります。

それでは、条例の内容について説明いたします。タブレットは01-1、議案第65号をご覧ください。2ページからとなります。

第1条は、この条例の趣旨で、この条例は選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものです。

次の第2条から第5条までにつきましては、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担について規定しております。

また、第6条から第8条までは、選挙運動用ビラの使用に係る公費負担について規定しております。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担についての規定となります。いずれも公費負担として無料で使用することができる金額の範囲を定め、また、供託物が町に帰属とならない場合に限り公費負担が適用とされる旨の規定、公費負担となる額及びその上限額並びに支払方法について定めております。また、有償契約を締結し、その旨を寒川町選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定しております。

すみません。先ほどご覧いただきました資料にまた戻っていただいてよろしいでしょうか。こちらは、資料の5番、公営拡大状況、また6番の各種公営負担額で、それぞれの公営内容、また金額を記させていただきます。選挙運動用自動車につきましては2種類となりまして、第4条第1号、第2号で記載しておりますが、第1号による一般乗用旅客自動車、運送事業者とのこちらの契約になるものと、またレンタカーによりますと、運転手、燃料代というものが発生する、この2つの種類となってきます。選挙運動用ビラにつきましては、町長につきましては5,000枚、町村議会議員につきましては1,600枚、ポスターにつきましては、いずれもポスター掲示場と同様の79となっております。また、金額の上限につきましては、6の各種公費負担に記載させていただいております。さらに詳細につきましては、その下の表で記させていただいております。また、供託金、供託物の没収点につきましては、参考までに下の表に載せさせていただいております。

それでは、条例にまた戻っていただきまして、6分の5から6分の6ページになります。第12条、委任規定であります、この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、選挙管理委員会が定めることとしております。

附則といたしましては、第1項は施行期日として、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日となります。令和2年12月12日としています。

第2項は、適用区分として、この条例は施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中川委員。

【中川委員】 それでは、何点かお尋ねさせていただきたいと思います。公費負担制度に関する非常に細かく、かつ、かなり実務的な部分というのは、この委員会というより、立候補予定者説明会にて聞くべきものかなと思うので、ここでは条例ですとか、公費負担の制度そのものについてのお尋ねを何点かせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、今回の町の議会議員ですとか、町長の選挙の選挙運動の公費負担、選挙公営の範囲というのが主に3つ、選挙運動用自動車と選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターの3つ、さらに自動車については、個別契約の場合は、自動車の借入代と燃料代と運転手の雇用代と3つあるのかなと思いますが、この範囲というのは、一般市といいますか、周辺の市の例えば市議会議員選挙とか、市長の選挙などと同一であると考えてよいか、例えば茅ヶ崎の市議会議員選挙や市長の選挙、あと平塚の市議選とか、市長の選挙とか、海老名とか藤沢などと同一と考えてよいかどうか、要はほかの市並みの扱いなのかということをお尋ねしたいんですが、まずこの点について1点お尋ねします。

2点目は、公費負担の基準額の根拠についてお尋ねしたいと思うんですが、選挙運動用の自動車の基準額で6万4,500円とか、1万5,800円とか、7,560円とか、1万2,500円という額があります。あと選挙運動用のビラについては、7円51銭という少し中途半端な額が定められていたりだとか、あと選挙運動ポスターの基準額でも、525円6銭とか、そこに31万500円を足すというようなこともございますが、こうした基準額の根拠がどこにあるのかということをお尋ねいたします。多分公選法か、その施行令か何かで決まっていたかなと思うんですが、選管が任意にこの条例で決めた額ではなくて、何らかの根拠があるのかどうかという点、そういった趣旨でお尋ねします。

あと、3点目は、第2条のただし書き、これが6条と9条で準用されているかと思います。端的に言うと、いわゆる供託金没収点を下回る得票数の候補者が国庫負担の対象とならないという部分に関してですけど、この規定を定めることの意味について確認させていただきたいと思います。今回公費負担制度と同時に、町村議会の議員の選挙にも、いわゆる供託金制度が入るということになるかと思います。供託金制度そのものは公職選挙法のレベルの話なので、多分町の選管に聞いても答えられないかなと思うので、それこそ総務省に聞いてくれということになっちゃうかなと思うので、そこは触れないですけど、ただ、町の条例として供託金没収点というところでラインを引くという意味というのは、選管でもお答えできるのではないかなと思いますので、この意義についてお尋ねしたいと思います。

以上3点です。

【佐藤（正）委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 3点いただきました。1点目から順にお答えさせていただきます。まず1点目、選挙運動の公費負担の範囲についてでございます。こちらにつきましては、近隣市、茅ヶ崎市ですとか、他市においても同様の措置が取られていることから、町においても同様の今回公費負担という形で導入を図るものでございます。

続きまして、2点目、公費負担の基準額の算出根拠についてでございます。こちらにつきましては、国政選挙で用いられております公職選挙法施行令の規定を参考といたしまして、また、他市の状況等も含めて検討した結果、決定したものという形になってございます。

最後に3点目でございます。供託金没収点を下回る候補者の公費負担についての考え方でございます。こちらにつきましては、公職選挙法において供託金につきましては、立候補者の乱立等を防ぐ目的があるという面がございます。本条例におきましても、公職選挙法の趣旨を踏まえた上で、公費負担の対象については県や他市と同様に一定の基準を設け、公費負担の対象としていくこととしております。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 2点目と3点目につきましては分かりました。1点目について、重ねてお尋ねしたいと思います。公費負担の範囲、ほかの周辺市といいますか、市と同様の範囲であるということでございます。範囲というのは、地方の選挙じゃないんですが、国政選挙の場合、たしかもうちょっと広がったかなと思うんですが、例えば選挙運動用通常はがきの作成だとか、あと看板、立札の類いの作成というのも入っていて、そこにはさらに選挙事務所と選挙運動用自動車と個人演説会の会場の3つがあったかな、それと、たしか新聞広告の掲載費用、選挙運動用の、その辺も入ったかなと思うんですが、今回の町の議会の議員だとか、町長の選挙については、あるいは地方の選挙は全部そうなのかもしれません、そこまでは及ばないという理解でよいのかどうか。これは先ほどお話のあった金のかからない選挙とか、選挙運動の機会均等、そういう趣旨からすれば、なるべく選挙運動の公費負担、選挙公平の範囲は広いほうがいいのかと、そういった観点からのお尋ねということになりますが、その点についてどうなのかということと、あと1点、参考資料を拝見していて気づいたんですが、一番下の供託物の没収点で、町議会議員選挙というのが一番下にあって、直近の例が平成29年2月19日と平成27年8月30日になっているんですが、たしか平成27年8月30日は町長選挙と同時にだから、多分補欠選挙ですよ。このときは、その前の本選挙、一般選挙のほう、平成25年2月何日の多分間違いですよ、これは。補欠選挙のときは多分19人も立候補しなかったかなと思いますので、19人も出たら票がばらけちゃって、誰も法定得票数を突破しないで、さらに繰り返しの選挙になっちゃうかなと思うので、そこは気づいたところということで指摘ということで、大きく1点目について再度お尋ねいたします。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 芝崎書記長。

【芝崎選挙管理委員会事務局書記長】 まず、日付につきまして誤りがあったことを訂正いたします。申し訳ございませんでした。そして、今回ほかのものについてもどうなのかというお話だったかと思う

んですけれども、今回の公職選挙法の改正となりますのは、資料でも記載させておきますとおり、選挙運動用の自動車の使用とビラの作成、またポスターの作成が改正の対象となっておりますので、町につきましては、法に準じましてこの3つのみとさせていただきます。

以上となります。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 1点だけお聞きします。条例改正に供託物という文言が出てきます。先ほど中川委員からも出ましたが、それに関して実際供託金ということで15万円の供託金を納めるということになると思うんですけれど、これに関して実際先ほど説明もありましたが、立候補者の乱立を防ぐために供託金が決められているわけなんですけれど、それに対して今回の条例、公職選挙法の改正というのは、立候補者の負担を軽減させるためもあるんですけれど、矛盾があるんじゃないかを感じるわけなんですけれど、これに関して、どういう見解があるのかお聞きします。

【佐藤（正）委員長】 芝崎書記長。

【芝崎選挙管理委員会事務局書記長】 まず、供託金についてなんですけれども、こちらも今回の法改正により、これまで町村長選挙につきましては、50万円ということで供託金額が設定されておりましたが、町村議員の選挙においても供託金の導入ということで、15万円ということで法により決まっておりますので、そちらについては法に準じるということになります。また、矛盾しているというお話ではあるんですけれども、供託金としては納めていただきますが、選挙に必要となります先ほどの3点のみとはなりますけれども、そちらの部分を上限を定めた上で公費の対応をさせていただくということで、今後の選挙について生かしていただきたいと思っております。

以上となります。

【佐藤（正）委員長】 山田委員。

【山田委員】 供託金に関しては法律ということでなんですけれど、立候補するための費用を工面しなきゃいけないというところで、ハードルが逆に高くなってしまうのかなと感じるところなんですけれど、そして、あと条例に関して供託物として文言が出てくるわけなんですけれど、これは供託金という形で、あと金額に関して条例の中に入れ込むことはできなかったのかというのを確認したいと思います。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 供託物の規定に関しましては、公職選挙法の規定に基づきまして規定されているものでございますので、そちらの法の規定に基づいて本条例についても倣って規定しているものでございますので、条例においてのみ、その表現を変えというのは難しいところだと考えております。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、他になければ、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第71号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。本議案についての説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。続きまして、付託議案2、議案第71号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてと、付託議案3、議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。それでは、三橋総務課長からご説明申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、議案第71号及び議案第72号について一括してご説明申し上げます。先ほどの本会議での総務部長の説明と重なりますが、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。人事院が毎年実施いたします民間給与調査は、今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響が考慮されまして、例年より時期を遅らせた上2回に分けて実施されたものでございます。先行して実施された特別給、民間のボーナスの調査については10月7日に、月例給については10月28日に勧告、報告がされたところでございます。

今回の人勧の内容ですが、期末勤勉手当について民間の支給実績に見合うよう期末手当を0.05月引き下げること、また、月例給については、民間給与と公務員給与の差が極めて小さく適切な改定が困難であることから、改定は行わないということでございます。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料03議案第72号の5分の3ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。今回の改正は4条立ての改定方法を採用して、改正条例第1条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第17条第2項の改正は、一般の職員の期末手当の支給率「100分の130」を「100分の125」に改め、0.05月分引き下げるものでございます。これによりまして、6月期と12月期を合わせた一般の職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「4.5月」から「4.45月」となります。

同条第3項の改正は、再任用職員の期末手当に関する読替規定の改正でございます。今回は再任用職員の期末手当の支給率の改正はございませんが、読み替えている第2項、再任用以外の職員の支給率の改正に伴う条文の整理でございます。

次に、改正条例の第2条関係です。こちら寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第17条第2項の改正は、先ほどの第1条関係で期末手当の支給率を改正いたしますので、令和3年度以降6月期と12月期の支給率を均等にするため、「100分の125」を「100分の127.5」に改めるものでございます。

同条第3項の改正は、第1条関係の改正同様に6月期と12月期の支給月数を均等にするため、再任用

職員の期末手当に関する読替規定を改正するものでございます。

続きまして、資料の5分の4ページ、新旧対照表の2ページをご覧ください。改正条例の第3条関係は、寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。第8条第2項の改正は、一般職における期末手当の支給率の読替規定を整理するとともに、高度な専門的な知識、経験等を有する特定任期付職員の期末手当の支給率について、「100分の170」から「100分の165」とし、0.05月分引き下げるものでございます。

続きまして、改正条例の第4条関係は、こちらも寒川町一般職の再任用職員の採用等に関する条例の一部改正で、第3条関係で改正した特定任期付職員の期末手当の支給率を、令和3年度以降6月期及び12月期の支給率を均等にするため「100分の167.5」と改めるものでございます。

タブレット資料の5分の5ページ、新旧対照表の3ページをご覧ください。最後に、改正附則でございます。この条例は、公布の日から施行といたしますが、第2条及び第4条の規定、これは6月期と12月期の支給率を均等にするための改正規定であります。第2条及び第4条の規定については、令和3年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第71号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。寒川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正と同様に、特別職の期末手当の支給率を0.05月分引き下げる改正であります。

タブレット資料は02議案第71号の4分の3ページをご覧ください。2条立ての改正条例となります。改正条例の第1条関係、第2条関係ともに、寒川町特別職の職員の給与に関する条例の第4条第2項の改正であります。施行日が異なりますので、2条立ての改正としております。

まず、改正条例第1条関係でございますけども、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率について、現行の「100分の217.5」を「100分の212.5」に改めるものでございます。これにより年間の支給月数は「4.35月」から「4.3月」となり、0.05月分の引き下げとなるものでございます。

次に、第2条関係は、ただいまご説明した支給率「100分の212.5」について、6月期と12月期を均等にするため「100分の215」に改めるものでございます。

タブレット資料は4分の4ページをご覧ください。最後に改正附則といたしまして、施行日を規定しています。支給率を規定した改正条例の第1条は公布の日から、6月期と12月期の支給率を均等にするための改正条例第2条は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

条例の条文の説明はここまでですが、この条例の改正による影響額についてご説明します。一般職につきましては約680万円の減でございます。特別職につきましては約14万円の減となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。質疑はありませんか。

山田委員。

【山田委員】 今回のコロナ禍の下で、人事院勧告でこういうことになったということなんですけど、ただ、気になるのが、民間の給与が下がったところに合わせて公務員の給料も下がるということになると思うんですけど、実際のところ民間もコロナ禍の下、仕事も減ったりして、こういうことになったと思うんですけど、本来ならこの段階では職員に対しては補填するべきじゃないかと、前線で頑張ってい

るところではあるんですけど、それについての見解というのはどうでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 今、補填するべきではないかというご質問だったと思いますが、公務員の給料につきましては、既にご説明するまでもないかもしれませんが、均衡の原則というのもありまして、人事院勧告での調査がベースとなって毎年民間とのバランスをとっているという状況かと思っています。今回も、調査がなかなか難しかったことはありますけども、その調査に基づいて改定を行うものでありまして、個々に見ればいろんな状況はあるかと思いますが、原則は原則として、この原則を守っていくのがよろしいのかと考えております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 影響額の680万円減ということなんですけども、確認したいんですけども、寒川町はこのぐらいの減なんですけど、ほかの地域というのは、これ以上引かれたりだとか、まだ抑えているとかという、そういう自治体、一律なんですか。それだけ確認させてください。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 680万円の金額については、当然ながらいろんな自治体の規模がありますので、金額については様々かと思われまして。今回の人事院勧告については、国家公務員の人事院勧告ですので、1つしかございません。全部は確認しておりませんが、ほとんどの自治体はそれに倣っているのではないかと考えております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託されました議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。

（「15分ぐらい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 どうですか、ほかにご意見があればですが、少し休憩を取りましょう。10分ぐらいでいいですかね。では、11時半再開といたします。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第65号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 今回の選挙に関する条例の制定なんですけど、この中に供託物、供託金に関しては、立候補者に対してのハードルを上げるという欠点はあるんですけど、ただ問題は、公費負担ということで、いろんな費用を負担するということで、立候補者が立候補しやすくなる場所がありますので、今回はこの件に関しては賛成といたします。

【佐藤（正）委員長】 他に討論はありませんか。反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第71号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第72号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 今回の一部改正に関してですけど、これは人事院勧告の民間給与調査からのということもありますけど、コロナ禍の下、本来なら皆さん、前線で頑張っている職員の方に対しては、給料を補填していかなくやいけないんじゃないか、あと民間に対しても、コロナ禍の下仕事が減っている、本来なら仕事が無くなった人もいるわけで、これに関して本来なら給料をちゃんと出すべきだということもありますので、今回この件に関しては反対といたします。

【佐藤（正）委員長】 次に賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 反対討論の方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤（正）委員長】 賛成多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって、総務常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前11時34分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年2月24日

委員長 佐藤正憲